

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成20年
(2008年)

1月25日

第1677号

毎月3回5の日に発行

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

地方の窮状打開へ

国と地方が意見交換

藤田博之・本会会長（広島市議会議長）はじめ地方六団体の代表は1月21日、首相官邸で開かれた「国・地方の定期意見交換会」に出席した。意見交換会は、昨年11月7日に初会合が開かれて以来、2回目の開催となるもの。「今後の地方税財政等」をテーマ

に、六団体代表と政府代表が積極的に意見を交わした。政府側からは、町村官房長官、増田総務相、額賀財務相、大田経済財政担当相、冬柴国交相らが代表として出席。予算関連法案、特に地方の道路財源を確保するため、道路特定財源関連法案の年度内成立を求める声が、政府と六団体の両者から上がった。

この席で藤田会長は、住民生活を守るインフラ整備として、地方道整備へのニーズが極めて高い状況を説明した。そのうえで、「道路特定財源の暫定税率が廃止されると、地方の道路整備に重大な支障が生じる」（暫定税率の廃止は）現在の厳しい地方財政の状況を更に悪化させる」と指摘し、関係法案を19年度内に成立させるよう求めた。

また、暫定税率維持に向けた本会の今後の対応を公表。2月7日に開催する第84回評議員会に、会長提出

議案として緊急決議案を提出予定としているほか、全国806市を基盤とした地元選出国會議員に対し、要請行動を展開する予定であることを明らかにした。

通常国会スタート

道路特定財源が焦点

1月18日、第169回通常国会が開会した。会期は6月15日までの150日間。国会には、新規法案として78件、条約として11件が提出される予定となっている。提出予定法律案の件名等は次号に掲載の予定。

新規法案には、今国会で最大の焦点となる「道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が含まれる。同法案は主に、20年3月末で適用期限が切れる

代表の間で確認し、閉会した。なお六団体では同日、「地方の道路整備を困難にし、地方財政を一層危機に陥れる『暫定税率の廃止』に反対する緊急共同声明」を掲載し、2面掲載を公表した。

声明では、暫定税率が廃止されれば、地方の税収減が900億円に上ると問題点を指摘。また、道路特定財源を原資とする「地方道路整備臨時交付金」が廃止された場合、税収減と合わせ1兆600

道路特定財源の暫定税率について、10年間延長することなどに主眼を置いている。暫定税率については、民主党はじめ野党勢力が廃止を強く主張しており、野党が参議院の主導権を握る「ねじれ国会」の下での法案審議は、波乱含みとなるのが必至の状況となっている。

また、道路の維持・補修や、救急病院への交通の利便性の確保、都市部の渋滞対策、開かずの踏切の解消などの推進により、国民生活の向上を目指していく意欲を示した。

右側が六団体代表



通常国会が召集され、道路財源であるガソリン税等の暫定税率が大きな政治争点となっている。我々地方六団体は、地方の道路整備を困難にし、地方財政を一層危機に陥れる暫定税率の廃止に強く反対し、その維持を求めるものである。

現在地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワークの形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など国民生活に密接に関わる道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行われなければならない。その費用も年々増大している。こうした道路整備のために使われる道路特定財源は、国民の生活の利便、安全・安心、そして地域の活性化にとって不可欠なものである。

現に、住民要望の最も大きいものは道路である。こうしたなか、現行の道路特定財源の暫定税率等が廃止された場合、地方においては

税収等の減が約9千億円、地方道路整備臨時交付金の制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。多くの地方自治体では、道路の新設はおろか、着工中の整備も継続できないばかりか、最低限の維持・補修さえできないなど地方の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

そればかりか、既に危機的状況にある地方財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスへの低下など国民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない。

現在の危機的な地方財政においては、このような国民生活に直結する財源について減税の余地は到底無いのである。この点を率直に訴えたい。

道路特定財源の「暫定税率の廃止」に反対—六団体が緊急声明

関係各位におかれては、責任ある政党として、貴重な地方の財源について地方自治体や地域の暮らしに与える影響を真摯に直視し、暫定税率を維持するための関連法案を確実に年度内に成立させるよう強く要望する。

20年1月21日 地方六団体

増田総務相が親書

全自治体の首長・議長に

増田寛也総務大臣は1月17日、今通常国会に提出される法案の成立に向け、全地方自治体の首長と議長に協力を求める親書を送付した。文書は次のとおり。

明けましておめでとございます。

年の初めにあたり、皆様には、地域の発展と住民福祉の向上のため、決意を新たにされていることと存じます。地域の将来に明るい展望を開く1年となることを祈念いたします。

私は、昨年8月の総務大臣就任以来、福田内閣の目指す「自立と共生」の理念に基づき、県知事としての経験も生かしながら、新たな視点で改革に取り組んでまいりました。

特に、これまで構造改革を進める中で、いわゆる地域間格差の問題が生じていることを深刻に受け止め、当面する最重要課題として心血を注いでまいりました。

私は、地域間格差の問題は、地域産業の振興や雇用創出等に取り組むことにより、地域の活力そのものを高めていくことが真の解決の途であると考えております。あわせて、地域医療の確保など喫緊の課題への対応も必要です。

このため、昨年末に決定した平成20年度の地方財政対策においては、このような施策を積極的に推進するための財源を充実することを最大のポイントといたしました。

まず、地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税法体系的抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税法体系的構築を進めます。

この偏在是正策によって生じる財源を活用して、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出の特別枠(地方再生対策費)4千億円を地方

財政計画に計上します。そのうえで、地方交付税の算定を通じて、市町村、特に財政の厳しい地域に重点的に配分することにします。皆様の予算編成の参考となるよう、具体的な算定方法の案と各団体の試算額を今月中にもお示しします。

また、皆様から強いご要望のあった地方交付税は、総額15・4兆円と、前年度と比べ2千億円増額いたしました。

さらに、地方税、地方交付税、臨時財政対策債等をあわせ、一般財源の総額も、前年度をさらに上回る水準で7千億円増額確保いたします。

平成20年度の地方財政対策により、懸命に行革努力をしつつ、ぎりぎりの財政運営をされてこられた皆様には、地方財源の充実を実感していただけるのではないかと考えております。

別税等に関する暫定措置法案(を例年よりも早めて1月中旬に提出いたします。地方税法等改正案は、地方の道路特定財源の暫定税率の延長に係る措置も含んでおり、いずれも極めて重要な法案です。

さらに、平成19年度補正予算に関連して、国税の減額補正に伴う交付税総額の補てん措置(3千億円)を定めた地方交付税法等改正案を通常国会の冒頭に提出いたします。

平成20年度の地方財政対策が4月から実施され、各団体の予算、施策を通じて住民一人一人に確実に行き渡るためには、関連法案の速やかな成立が是非とも必要です。

私としては、広く関係方面のご理解が得られるよう、最大限の努力を傾注する覚悟です。

皆様におかれましては、現下の地方財政の状況を踏まえ、以上申し述べました点についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

平成20年1月17日
総務大臣 増田 寛也

市区議

20年中の任期満了は70市

総務省調

総務省は1月1日、「平成20年中における地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了に関する調」を発表した。これによると、19年11月1日現在の全国1870地方公共団体のうち、20年中に任期満了となるのは543団体となった。このうち、議員の任期満了を迎える市区議会は全805団体のうち70団体で、全体の8.7%。市区議会名は次のとおり。

- 北海道 該当なし
青森県 三沢市(3.19)
岩手県 大船渡市(5.8)
宮城県 名取市(1.31)
秋田県 該当なし
山形県 南陽市(3.31)
福島県 いわき市(9.30)
茨城県 取手市(2.14)
つくば市(11.29)
栃木県 該当なし
群馬県 該当なし
埼玉県 志木市(4.22)
新座市(2.25)
千葉県 富津市(4.24)
四街道市(3.9)
東京都 該当なし
神奈川県 座間市(9.30)
新潟県 上越市(4.28)
富山県 魚津市(5.9)
石川県 該当なし
福井県 該当なし
山梨県 南アルプス市(11.27)
長野県 千曲市(7.24)
岐阜県 恵那市(11.27)
山梨県 瑞穂市(4.30)
愛知県 御殿場市(2.10)
伊豆市(10.31)
静岡県 御殿場市(2.10)
愛知県 岡崎市(10.25)
三重県 該当なし
滋賀県 該当なし
京都府 京丹後市(5.15)
大阪府 大東市(5.4)
和泉市(9.22)
兵庫県 三田市(10.22)
徳島県 該当なし
香川県 該当なし
愛媛県 四国中央市(11.27)



どら弁

安価にご当地グルメを楽しむ

「どら弁」とは、東日本の高速道路を運営するネクスコ東日本がサービシアリア(SA)やパーキングエリア(PA)で限定販売しているお弁当のこと。「どら」は「道楽」

なんと「愛犬用」。「どら弁ポチ」の名称で首都圏8カ所のSA・PAで650円で販売されている。ちなみに中央道、東名道でも「速弁(はやべん)」の名で2006年秋からSA・PA限定弁当を販売している。こちらは地元の特産などと提携した、価格帯も1500円〜3000円前後とちょっとぜいたくなお弁当だ。

行事予定

- 2月13日 地方行政委員会
2月13日 社会文教委員会
2月14日 地方財政委員会
2月14日 産業経済委員会
2月18日 国会対策委員会
2月19日 都市行政問題研究会
2月20日 全国高速自動車道市議会協議会
2月20日 全国高速度自動車道市議会協議会

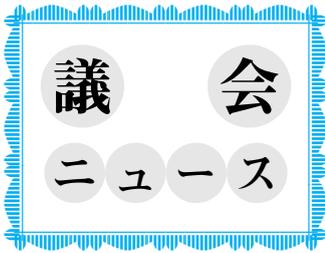
常任委員会を増設

ひたちなか市議会(茨城県)

ひたちなか市議会では、議会の機能と権能を強化する一環として、常任委員会の設置数をこれまでの 総務 文教福祉 経済生活 都市建設 の4委員会に、予算 決算 議会広報 を追加し、7委員会としました。

この措置は、19年11月8日に開かれた臨時会で決定されたものです。任期満了に伴い実施された市議会議員一般選挙後の初議会開催に合わせ、「ひたちなか市議会委員会条例の一部を改正する条例」を審議し、可決・成立したことにより実現しました。

新たに加わった予算と決算の委員会は、いわゆる「横割り方式の委員会」です。従前



・審査の充実を図ることとしました。

常任委員会の設置数拡充のレベルを敷く土台となったのが、9月4日に議会運営委員会委員長から議長へ提出された「議会活性化に関する調査報告書」です。議長から諮問を受けていた議会運営委員会が、4月から9回にわたり協議・検討を進め、まとめ上げました。

諮問を受けた内容は、左表にある、当面の検討課題についての7項目、「中期的検討課題」についての4項目です。「中期的検討課題」については、報告書作成段階においても更なる協議・検討の必要が認められたため、10月31日に任期満了を迎える当時の議会運営委員会での意見集約が困難と判断し、新たな委員会に委ねられました。

しかし扱う内容が、一つの行政部門の範囲を超える場合に課題があることも、これまでに指摘されてきたところでした。そこで行政の性質に着目し、横断的に審査できる予算と決算の2委員会を設置することで、常任委員会の調査

11月8日に成立した改正委員会条例の概念は、「当面の検討課題」として掲げられた「(4)常任委員会の数、委員会の定数及び所管」の項で示されたものです。同項では常任委員会の現状として、平成12年の地方自治法改正により設置数の制限が廃止されたものの、委員の所属に関して1常任委員会とする制約があったため、「縦割り方式の委員会」にせざるを得なかったと指摘。しかし18年の自治法改正

により、委員の所属制限が撤廃され、複数委員会への所属が可能となったことから、「横割り方式の委員会」を設置しました。報告書では、予算と決算の2委員会設置の方針が示されたほか、所管事項に関する2委員会の役割などが示されました。また、これまで

各市のニュースを募集

「全国市議会旬報」では、各市のニュースを募集しています。

全国の自治体の中でも先進的な取り組み、ユニークな条例、自慢のイベント、地域のお祭りなど、お寄せいただく情報のジャンルは問いません。

ご提供いただいた情報につきましては、本紙編集担当職員が記事を作成し、議会ニュースあるいは市政ニュースとして紙面で紹介いたします。

本紙をPRの場として活用されてみてはいかがでしょうか。

(問合せ先)

全国市議会議長会 調査広報部

旬報担当 まで ☎ 03 3262 2309

【諮問を受けた課題】

【当面の検討課題】

- (1)本会議議長次第書の見直し
- (2)定例会のあり方
 - ①会期の設定方法
 - ②開会時期の設定方法
 - ③代表・一般質問の日程のとり方
 - ④常任委員会の審査日程のあり方
 - ⑤3月定例会における補正予算議案の取り扱い及び審査日程のとり方
 - ⑥決算審査特別委員会の審査日程のとり方
- (3)臨時会のあり方
- (4)常任委員会の数、定数、所管(常任委員会の複数所属)
- (5)市の審議会・委員会等への議員参画のあり方
- (6)常任委員会の閉会中における委員会活動活性化方策
- (7)陳情書取り扱いの見直し

【中期的検討課題】

- (8)地方自治法第96条第2項の規定に基づく「議決すべき事件」の指定
- (9)議会活性化のための質問方式の検討
- (10)本会議中継のあり方
- (11)委員会議事録のインターネット公開のあり方

議 会 人 事

議長	旭	明智忠真 12・20
副議長	雲仙	元村康一(11・29)
	旭	平野 浩 12・20
	恵那	西尾公男 12・21
	紀の川	西川泰弘 12・21
	阿久根	児玉賢一郎(12・21)
	鳴門	池田正恵 12・27
	南九州	下窪一輝(12・28)
事務局長	南九州	中園浩二(12・1)
	瑞穂	鷺見秀意(1・1)